

関 係 各 位

公益財団法人
日本ライフセービング協会

競技クラフト器材(サーフスキー)の車輛運搬について

平素より日本ライフセービング協会の事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、競技クラフト器材（サーフスキー）の車輛運搬法について、以下の点について再点検いただき、対応方について関係者へご指導下さるよう宜しくお願い申し上げます。

■サーフスキーの乗用車積載は道路交通法違反

まず、積載物の長さの制限は「自動車の長さとその長さの 10 分の 2 の長さを加えたもの」となっています（道路交通法第 57 条（乗車又は積載の制限等）の施行令第 22 条第 3 号、令和 4 年 5 月 13 日改正）。一方で、積載方法の制限は「自動車の車体の前後から自動車の長さの 10 分の 1 の長さを超えてはみ出さないこと」となっています（道路交通法第 57 条（乗車又は積載の制限等）の施行令第 22 条第 4 号）。

ライフセーバーの競技クラフト器材であるサーフスキー（全長約 5.8m）の乗用車での運搬は、運搬をする乗用車の車体の長さおよび積載方法によっては、法令違反となります。また、よく赤い旗を積載器材の前後につければ良いということを聞きますが、それだけでは違反になりますのでご注意ください。

■警察署へ制限外積載許可を申請

サーフスキーの運搬方法について、警察署に確認致しましたところ制限外積載の許可申請書（別添東京都見本）を 2 部作成し、運行前に出発地の警察署長の許可をもらえば運搬は可能です。原則として運行毎に申請手続きをとらなければなりません、最寄の警察署で予めご確認の上、許可申請を行って下さい（都道府県によって若干書式体裁が異なる場合がございますのでご注意ください）。

（制限外積載申請書 警察見本）→

■クラブ拠点からトラックで運送

サーフスキーを安全に確実に運搬するために地元のトラック運送会社へ依頼してみてもいいでしょうか。近年、本協会の事業においても器材等は運送会社へ依頼しています。専門業者に任せることによって、費用は多少かかるとは思いますが、器材はもちろんのこと、結果、選手も安全かつ確実に移動できることになります。

■その他

全長 3.4m 以下の軽自動車によるサーフスキー（全長約 5.8m）の積載・運搬は制限外積載許可の対象外となります。自家用車で積載・運搬を行う場合は、車両の仕様をよく確認してください。駐車違反や飲酒運転など決してしないよう交通ルールを遵守し、安全運転を心がけてください。選手自身を交通事故から守るために、ご理解ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

別記様式第四

制限外積載 設備外積載 荷台乗車				
警察署長 年 月 日				
住所				
申請者 氏名				
印				
申請者の免許の種類	免許証番号			
車両の種類	番号欄に表示されている番号			
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限を超える大きさ	長さ	幅	高さ	重量
又は重量	m	m	m	kg
制限を超える積載の	前	後	左	右
方法	m	m	m	m
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員			
運転の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
運搬経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路			
第 号				
制限外許可証				
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。				
条件				
年 月 日				
警察署長 印				

備考 周長の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

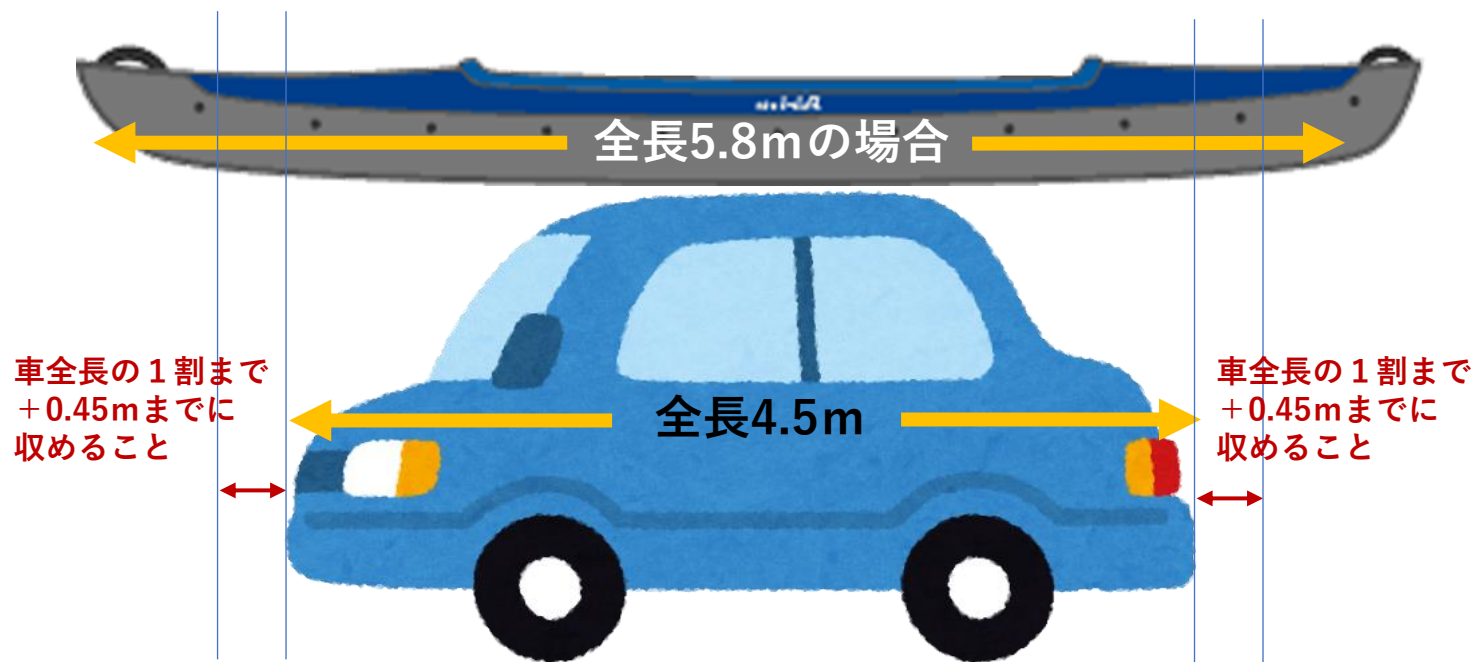
以上

【乗用車積載について】

許容長さについての簡易解説

車の長さが全長4.5mだった場合

普通乗用車など



ライフセービングスペックのサーフスキーは、概ね5.8mの長さがあります。関係法令では、「自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと」が定められており、そのまま積載すると法令違反となります。また、赤色の旗を付けるだけでは積載運行が可能となるわけではありません。

自家用車で積載・運搬を行う場合は、必ず出発地の管轄警察署にて「制限外積載」の許可を求めてください。

【乗用車積載について】

許容長さについての簡易解説

車の長さが全長4.5mだった場合

普通乗用車など



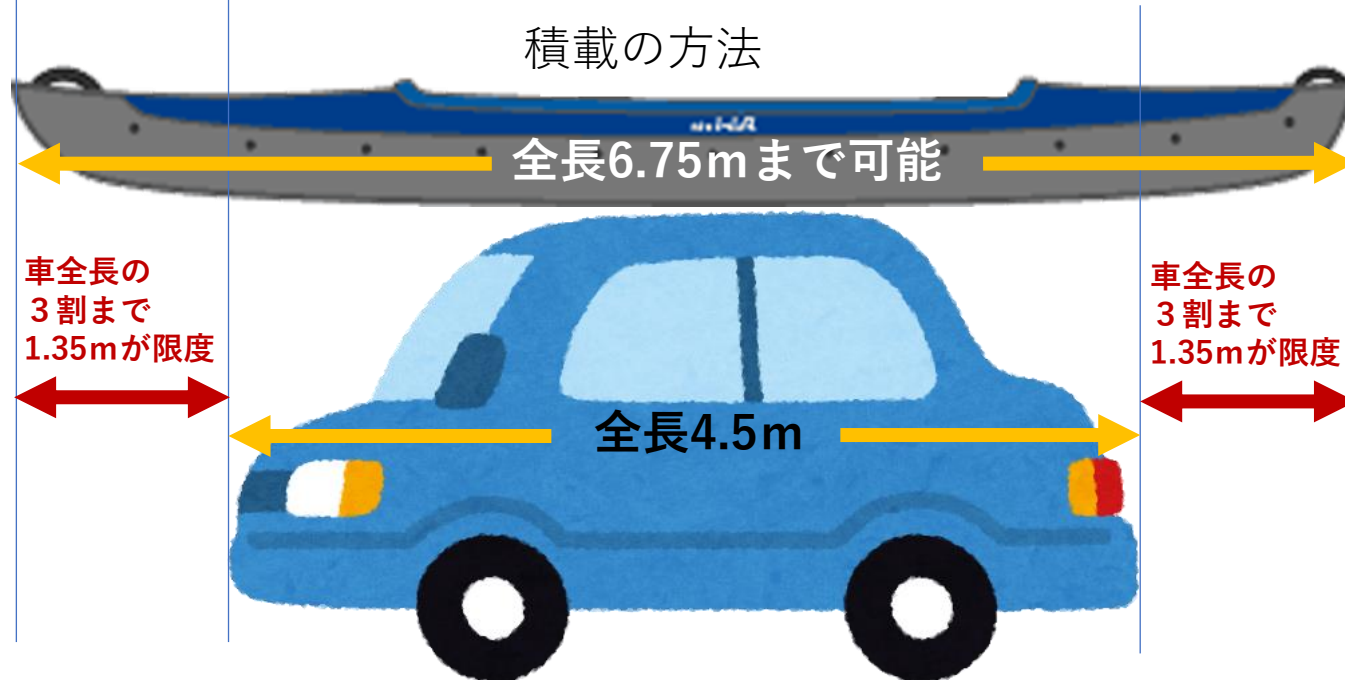
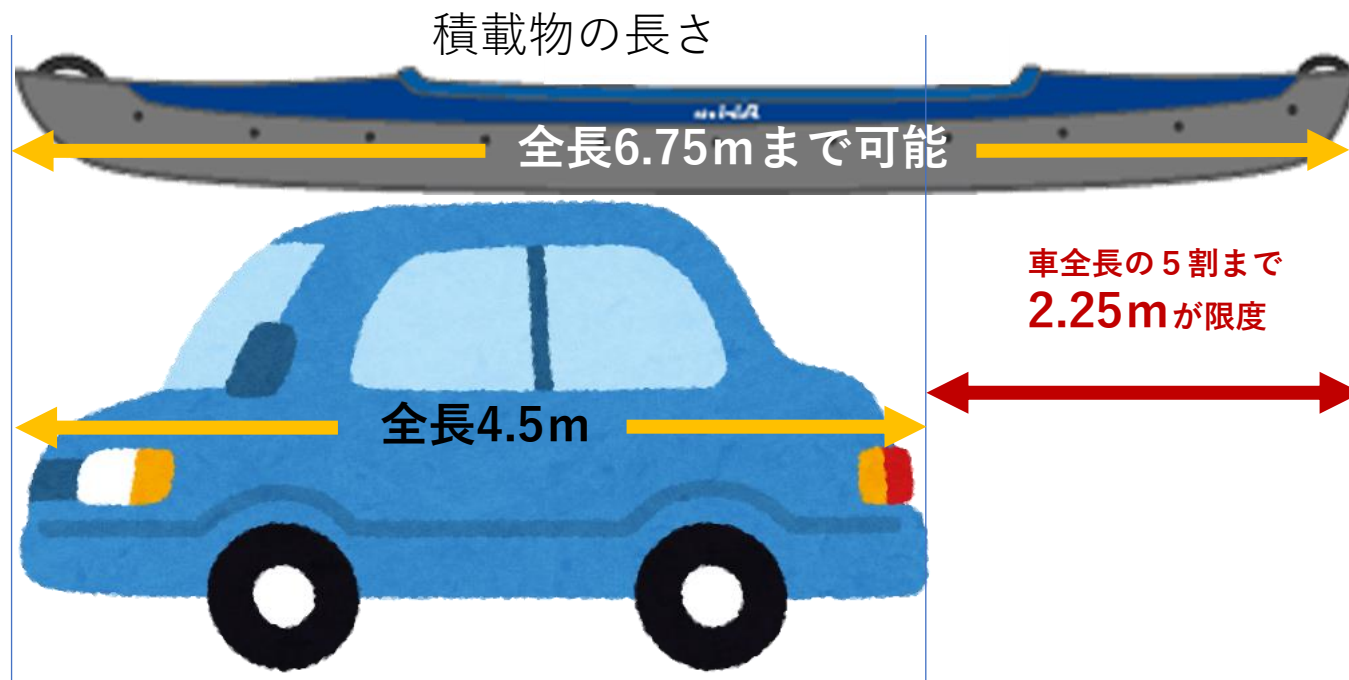
積載物の長さの制限は「自動車の長さにその長さの10分の2の長さを加えたもの」となっています。もし乗用車の車両の長さが4.5mの場合は、最大で5.4mまでの長さの物を積載することが可能です。ただし、積載方法である「自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと」は変わりませんので、例え5.4mの長さの物であっても、**車体の前後どちらか一方であっても10分の1の長さを超えてしまう場合は、やはり「制限外積載」の許可が必要です。**

【制限外積載許可】

許容長さについての簡易解説

車の長さが全長4.5mだった場合

普通乗用車など



ライフセービングスペックのサーフスキーは、概ね5.8mの長さがあります。その為、**全長3.4m以下の軽自動車によるサーフスキーの積載・運搬は制限外積載許可の対象外**となります。

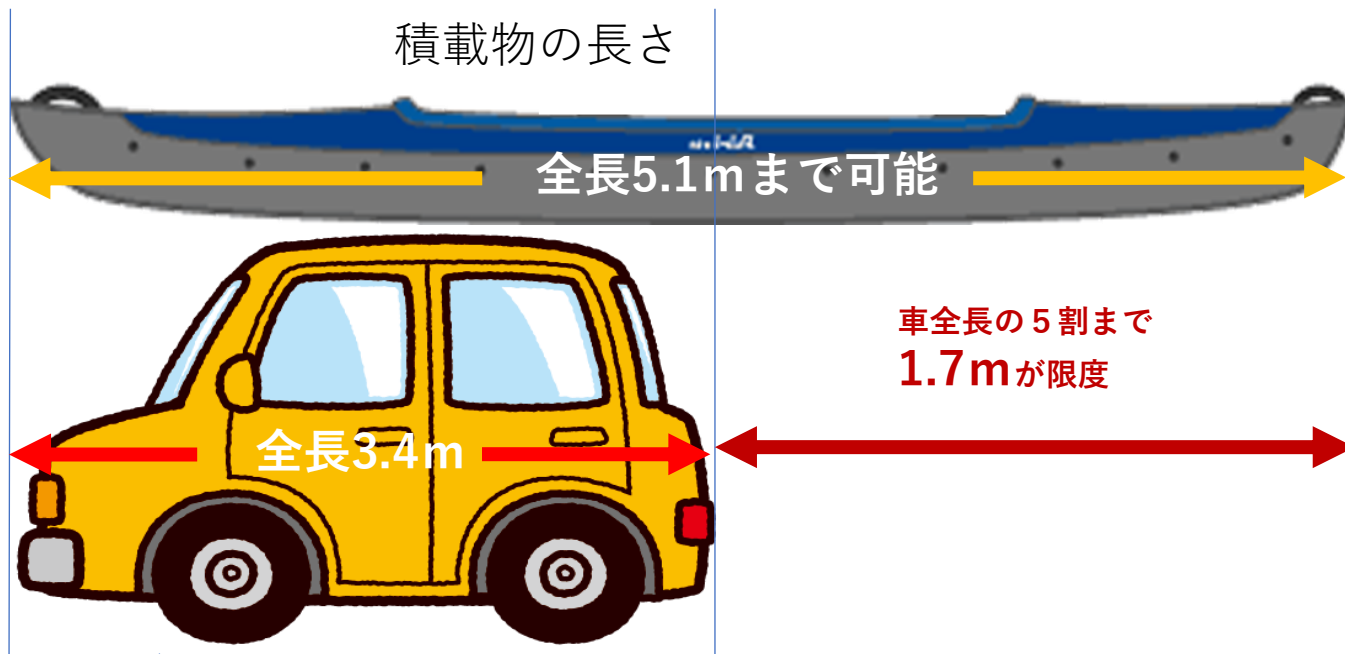
自家用車で積載・運搬を行う場合は、車両の仕様をよく確認すると共に、必ず出発地の管轄警察署にて「制限外積載」の許可を求めてください。

【制限外積載許可】

許容長さについての簡易解説

車の長さが全長3.4mだった場合

軽自動車など



ライフセービングスペックのサーフスキーは、概ね5.8mの長さがあります。その為、**全長3.4m以下の軽自動車によるサーフスキーの積載・運搬は制限外積載許可の対象外**となります。

自家用車で積載・運搬を行う場合は、車両の仕様をよく確認すると共に、必ず出発地の管轄警察署にて「制限外積載」の許可を求めてください。